

# 罰則の強化

	行為	法定刑	同種法律における類似既定の罰則			
			行政機関個人情報保護法・ 独立行政法人等個人情報 保護法	個人情報保護法	住民基本台帳法	その他
1	個人番号利用事務等に従事する者が、正当な理由なく、 <b>特定個人情報ファイルを提供</b>	4年以下の懲役or 200万以下の罰金or 併科	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	—	—	
2	上記の者が、不正な利益を図る目的で、 <b>個人番号を提供又は盗用</b>	3年以下の懲役or 150万以下の罰金or 併科	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	
3	情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者が、 <b>情報提供ネットワークシステムに関する秘密の漏えい又は盗用</b>	同上	—	—	同上	
4	<b>人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取、施設への侵入等により個人番号を取得</b>	3年以下の懲役or 150万以下の罰金	—	—	—	(割賦販売法・ クレジット番号) 3年以下の懲役or 50万以下の罰金
5	国の機関の職員等が、 <b>職権を濫用して</b> 特定個人情報記録された <b>文書等を収集</b>	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	—	
6	委員会の <b>委員等が</b> 、職務上知り得た <b>秘密を漏えい又は盗用</b>	同上	—	—	1年以下の懲役or 30万以下の罰金	
7	委員会から命令を受けた者が、 <b>委員会の命令に違反</b>	2年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	6月以下の懲役or 30万以下の罰金	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	
8	<b>委員会による検査等に際し</b> 、虚偽の報告、虚偽の資料提出をする、 <b>検査拒否等</b>	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	30万以下の罰金	30万以下の罰金	
9	偽りその他 <b>不正の手段により個人番号カードを取得</b>	6月以下の懲役or 50万以下の罰金	—	—	30万以下の罰金	